

令和 6 年 1 0 月 4 日
総務部コンプライアンス推進担当

「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱 規程」の令和 5 年度における運用状況について

1 経緯

令和 4 年 7 月に区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕された事件において、幹部職員による区議会議員への情報漏洩が発覚したことから、同年 8 月に「江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会」を設置し、再発防止策の一つとして、令和 5 年 5 月に「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」（以下、「規程」）を制定した。

規程では、毎年度、その運用状況を取りまとめて公表するものとしていることから、不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会を設置し、令和 5 年度の運用状況を確認した。

2 令和 5 年度における規程の運用状況

不正な働きかけ等に係る対応記録件数

件 数	0 件
-----	-----

3 運用状況の公表

令和 6 年第 3 回区議会定例会での報告後、規程の定めにより、区ホームページ等で公表する。